



買物弱者支援促進事業

○買物弱者支援に係る相談窓口を設置しています(R6.4.1~)

対象：・食料品等の日常の買物に不便を感じている方

・買物支援サービスを提供している事業者等



県のホームページ
(相談窓口について) →



■まずは、**お住まいの市町村や、市町村社会福祉協議会の窓口**に御相談ください

■複数の市町村に関係する広域的な相談や、どこに相談したらよいか分からない場合は、**県の窓口(県社会福祉協議会)**に御相談ください

⇒ **直通：099-821-2111** (受付時間：平日8:30~17:15)
代表：099-257-3855

○買物支援サービス等を周知します

■**県のホームページ等による情報発信**を行っています

詳しくは県ホームページを御覧ください
(買物弱者支援トップページ) →



■令和6年度に移動販売や交通支援などのサービスをまとめた**買物リーフレット**を作成しました

⇒追加で必要な方は、増刷等対応可能ですので、お気軽にお問い合わせください

県のホームページ
(買物支援リーフレットについて) →



○買物弱者対策に取り組む市町村を支援します

■市町村が、**地域の実情に応じた買物弱者対策を検討するために必要な経費**を助成します

〔例：協議会等の設置・運営、住民へのニーズ調査等〕

■「**商品を近くに届ける**」買物弱者対策の導入や拡充に取り組む事業者等に対する、**市町村の支援経費**を助成します

〔例：移動販売の車両購入や改造、注文受付システムや簡易レジ等の導入に要する初期費用〕

■買物支援サービス等の**情報発信のための市町村のシステム構築経費**を助成します

市町村の検討経費

| | |
|--------|------|
| 市町村1/2 | 県1/2 |
|--------|------|

・助成上限額：50万円

事業者の初期費用

| | | |
|--------|--------|------|
| 事業者1/2 | 市町村1/4 | 県1/4 |
|--------|--------|------|

市町村助成

・助成上限額：100万円

市町村のシステム構築経費

| | |
|--------|------|
| 市町村1/2 | 県1/2 |
|--------|------|

・助成上限額：100万円

○買物弱者支援策の普及・検討に係るセミナーを開催します

■買物支援サービスの取組事例紹介や買物支援サービス提供事業者等による事例紹介、市町村や社会福祉協議会、事業者等が課題の共有や買物支援サービス導入に向けた検討ができるワークショップ等を行うセミナーの開催を検討しています。

■セミナーの開催時期は、**夏頃(8月目途)**で検討しており、今後改めてお知らせします。

